

○ふくおか県央環境広域施設組合職員定数条例

〔平成31年4月1日〕
条例第12号

改正 令和元年7月22日条例第34号

令和5年3月1日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、ふくおか県央環境広域施設組合に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、議会、組合長、監査委員の各機関に勤務する一般職に属する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）をいう。

(職員の定数)

第3条 職員の定数は、34人とする。

(定数外の職員)

第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるものとする。

- (1) 併任又は休職を命ぜられた職員
- (2) 派遣を命ぜられた職員
- (3) 組合が給料を負担しない職員

2 前項に掲げる職員が復職又は復帰した場合において、職員数が前条第1項に規定する職員の定数を超えることとなるときは、その超えることとなる職員については、1年を超えない期間に限り、定数外に置くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月22日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月1日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(ふくおか県央環境広域施設組合定数条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第1条の規定による改正後のふくおか県央環境広域施設組合職員定数条例第3条第1項に規定する職員の定数には、暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）を含むものとする。